

議第4415号

相模原都市計画事業

橋本駅南口地区土地区画整理事業の

施行規程及び事業計画に対する意見書（意見聴取）

- ・ 議案書 1ページ ～ 17ページ
- ・ 図面集 1ページ ～ 2ページ

1 意見書の処理手続き

2 事業計画の概要

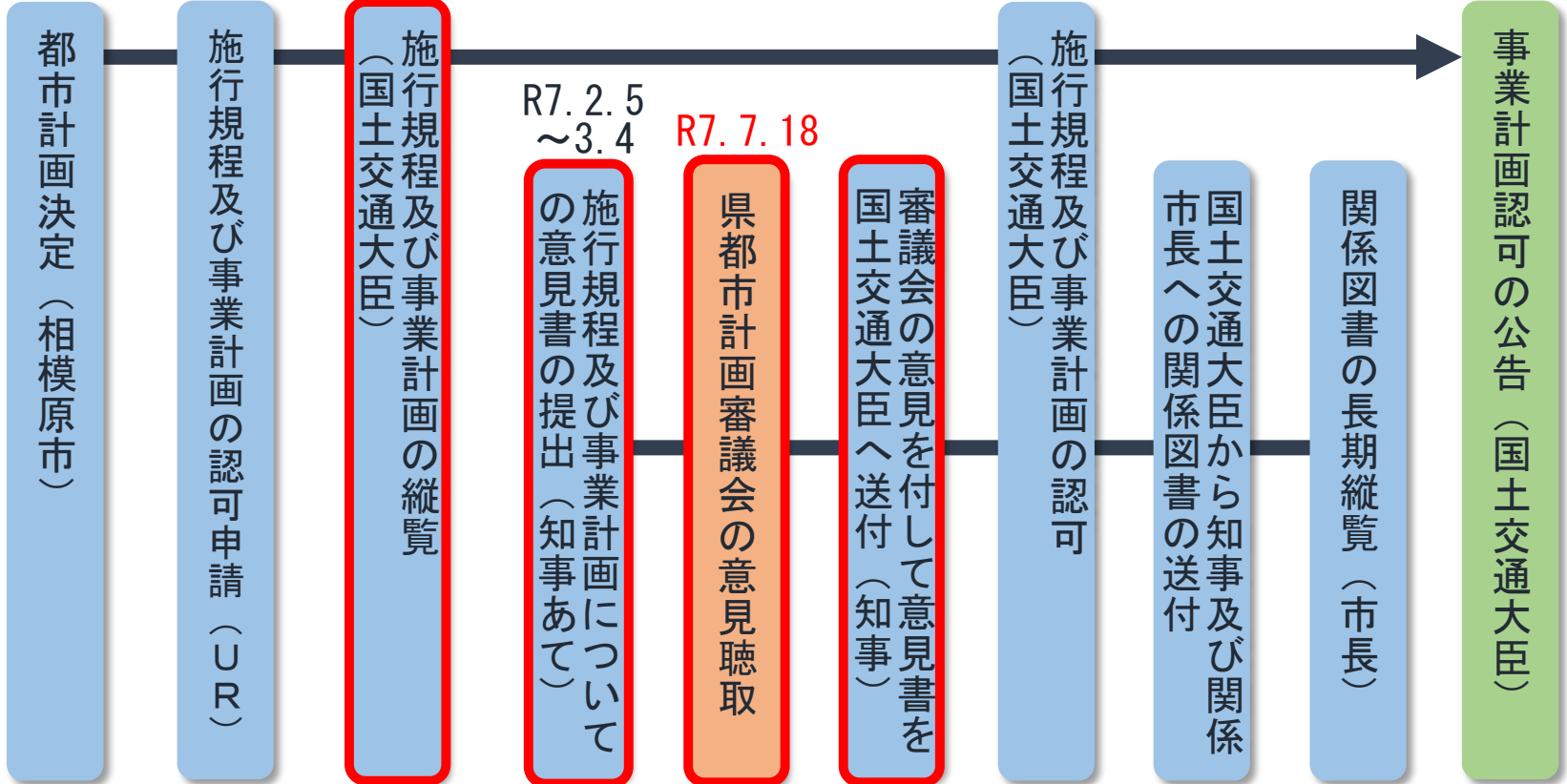
3 意見書の要旨及び施行予定者の見解

(1) 事業計画認可の手続き

- 橋本駅南口地区土地区画整理事業を実施するため、当該事業の施行規程及び事業計画を国土交通大臣へ申請し、縦覧や意見書の提出等の手続きを経たのち、事業計画の認可を受けます。
- 事業計画認可がされると事業の開始となります。

R5. 3. 7 R6. 12. 24 R7. 2. 5～2. 18

事業開始 ➡



意見書の処理手続き

(土地区画整理法第71条の3第6項)
都道府県知事は、都市計画審議会の意見を聴く
→判断基準：意見書の意見を考慮すべきか否かを
決定する

(法第71条の3第6項)
その意見を付して国土交通大臣へ送付する

(法第71条の3第8項)
国土交通大臣は、意見書の内容を審査

【採択すべきであると認める場合】
国土交通大臣は施行予定者に対し
必要な修正を加えるべきことを命令

【採択すべきでないと認める場合】
国土交通大臣はその旨を意見書を
提出した者に通知

施行規程及び事業計画の認可

- 1 縦覧期間 令和7年2月5日～2月18日（2週間）
- 2 縦覧主体 国土交通大臣
- 3 縦覧場所 相模原市中央区富士見 6－6－23
けやき会館 3階 第1中会議室
- 4 縦覧者数 38名
- 5 提出先 神奈川県知事
- 6 提出期間 令和7年2月5日～3月4日（4週間）



意見書（1通）の提出あり

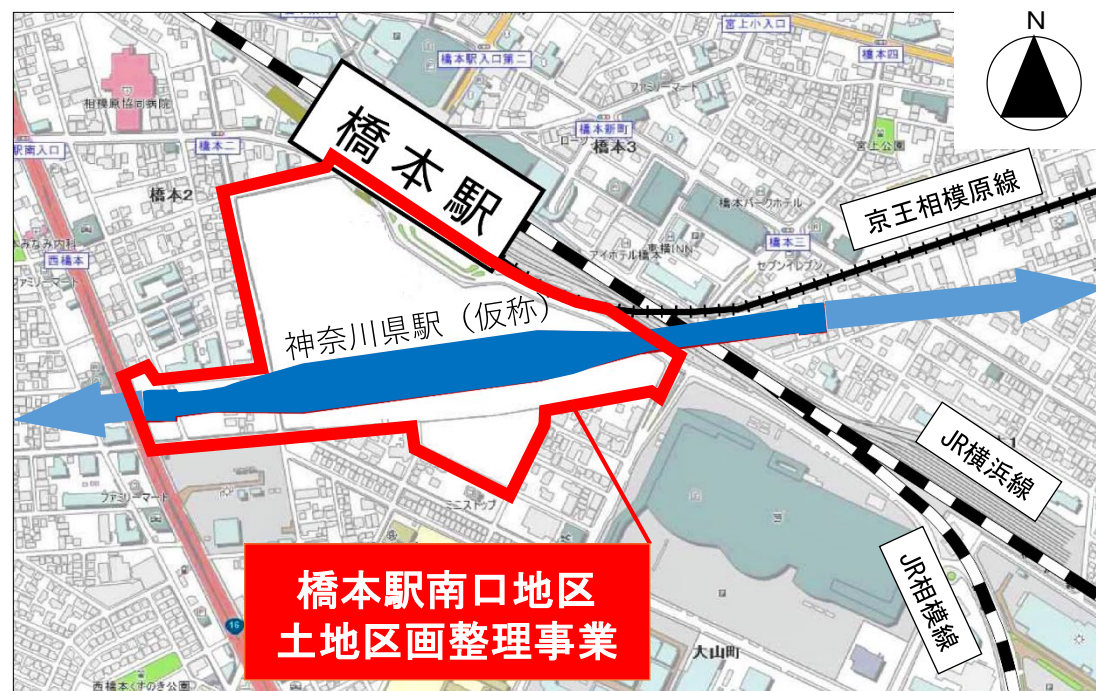
1 意見書の処理手続き

2 事業計画の概要

3 意見書の要旨及び施行予定者の見解

事業計画の概要

(1) 施行地区の位置



(2) 事業の目的

- 本地区では、県立相原高校跡地等（リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）予定地を含む）を中心としたまとまりのある一団の土地において、駅と街区が融合した「駅まち一体のまちづくり」を目指し、公共施設整備と土地利用転換の一体的な推進により、賑わいや回遊性のある都市空間の形成を図り、首都圏南西部における広域交流拠点としての質の高いまちづくりを実現します。

(3) 事業計画の概要

事業名称	相模原都市計画事業 橋本駅南口地区土地区画整理事業
事業手法	土地区画整理事業
事業主体	独立行政法人都市再生機構 (土地区画整理法第3条の2第1項)
施行期間	(事業計画認可公告の日) から 令和18年3月31日(清算期間を含む) まで
施行面積	約13.7ha
総事業費	約293億円
平均減歩率	37.3% (公共減歩率=33.4%、保留地減歩率=3.9%)

(4) 設計図：公共施設の計画



1 意見書の処理手続き

2 事業計画の概要

3 意見書の要旨及び施行予定者の見解

■ 意見書数

	件 数
賛成	—
反対	1 通
その他	—
合計	1 通

■意見の区分及び類型

意見の区分 及び類型	意見の内容
反対（A）	市民参画に関する意見
反対（B）	公園及び広場に関する意見
反対（C）	土地利用に関する意見
その他（D）	縦覧に供された施行規程及び事業計画についての内容ではない以下の意見 リニア事業に関すること

意見書の要旨及び施行予定者の見解

【反対（A）】市民参画に関する意見

意見書の要旨	施行予定者の見解
多大な国費・市費が投入されていく<u>事業計画（案）は、納税者市民にわかり易く公開され、市議会</u>はもとより、<u>説明責任を果す義務があるが、それがなされていない計画書は一旦撤回し、市民参画で見直すべき。</u>	・事業計画（案）については、土地区画整理法第71条の3第3項の規定に基づき神奈川県及び相模原市へ意見照会を行い、意見無しの旨の回答を得ており、土地区画整理法第71条の3第4項の規定に基づき縦覧に供されています。 ・縦覧の実施は、相模原市の広報及びホームページにおいて周知されています。 ・事業計画（案）は、<u>令和5年3月に都市計画決定された都市施設や相模原市が策定した上位計画（相模原市広域交流拠点整備計画（平成28年8月策定）及び相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン（令和5年11月策定））を踏まえた計画になっています。なお、相模原市は上位計画を策定するにあたり、パブリックコメント等広く市民の意見を聴取しています。</u>

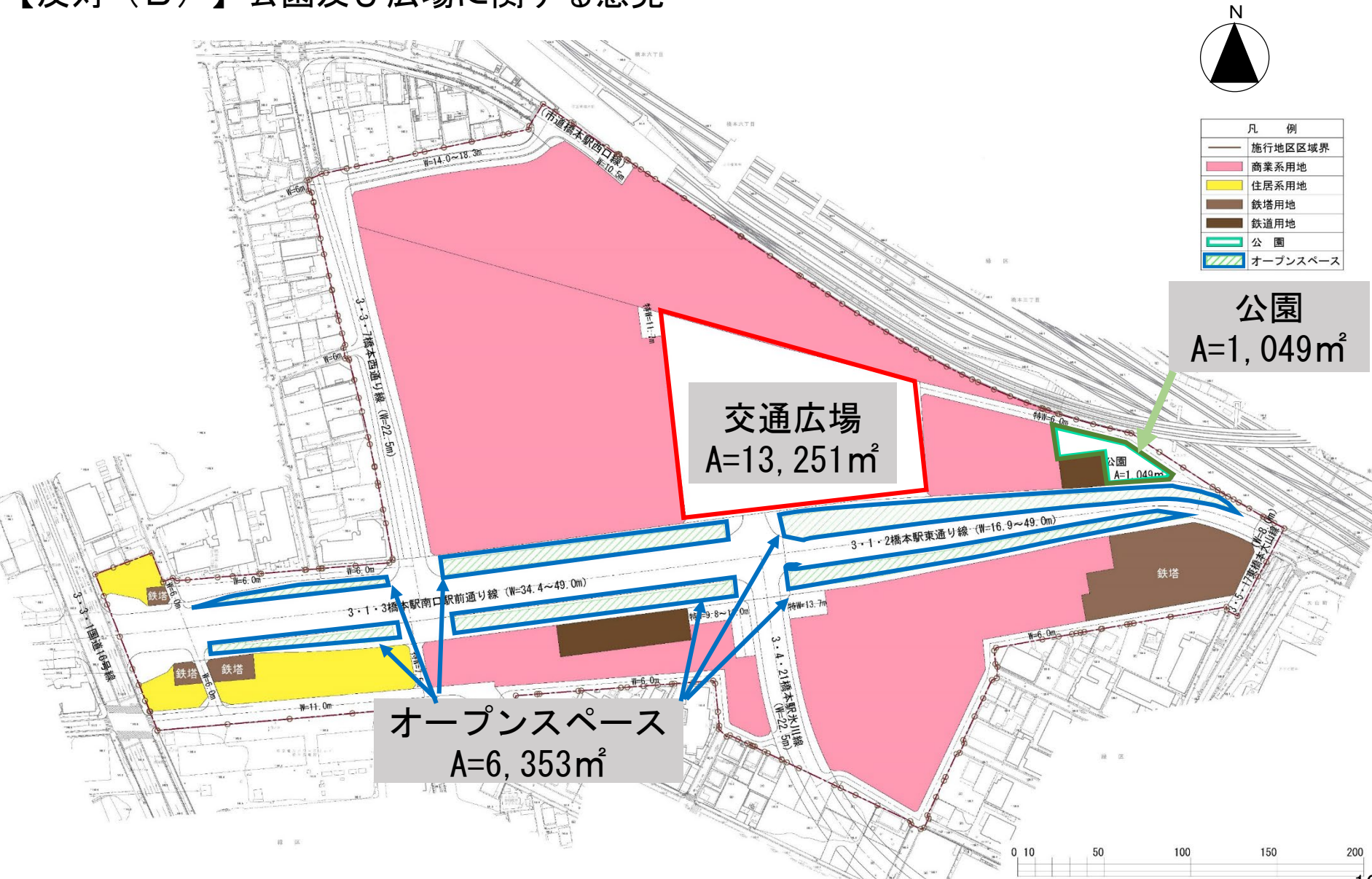
意見書の要旨及び施行予定者の見解

【反対（B）】公園及び広場に関する意見

意見書の要旨	施行予定者の見解
<u>大きな交通広場があり、公園の面積が少ないため、防災公園、広域避難場所及び旧相原高校のクスノキをシンボルとした緑と憩いの市民広場及び子どもたちがのびのび遊べる広場を整備すべき。</u>	・ <u>交通広場については、都市施設として令和5年3月に都市計画決定されており、土地区画整理事業では、この都市計画の内容に沿った事業計画（案）としています。</u> ・ <u>市民の皆様が利用できる賑わい・滞在空間については、公園以外にも、橋本駅東通り線及び橋本駅南口駅前通り線内にオープンスペースを整備することで確保する予定です。</u>

意見書の要旨及び施行予定者の見解

【反対（B）】公園及び広場に関する意見



・この地図・成果は、独立行政法人都市再生機構より提供されたデータを使用して作成したものです。

意見書の要旨及び施行予定者の見解

【反対（C）】土地利用に関する意見

意見書の要旨	施行予定者の見解
<u>商業用地が広すぎる。</u>	・ <u>相模原市が策定した「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」においては、商業機能のみではなく、業務機能、交流・発信機能、生活支援・まちづくり拠点機能、観光機能、交通結節機能等の複合的な都市機能の集積を位置付けています。</u> ・ <u>上記のガイドラインにおける方針を基に、事業計画（案）においては商業機能を代表的な用途と考え、「商業系用地」として記載しています。</u>

意見書の要旨及び施行予定者の見解

【その他（D）】リニア事業に関すること

意見書の要旨	施行予定者の見解
<u>リニア事業全体も、無理無謀な計画は見直し安全安心な鉄道事業に、国もＪＲ東海も努力すべき。</u>	<u>以下については、施行規程（案）及び事業計画（案）に関する内容ではありません。</u> 【参考意見】 ・ <u>リニア中央新幹線の建設主体は東海旅客鉄道株式会社であり、土地区画整理事業とは別事業です。</u>

当審議会では、意見書の意見を事業計画において考慮すべきか否かを決定する。